



建産連ニュース

社団埼玉県建設産業団体連合会
法人

'01/10

No. 90



荒川堤防沿いに咲くコスモス 吹上町提供

建産連の

SLOGAN
活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

卷頭言

「国民皆保険制度」の存続のために



清水澄弘

このほど、厚生労働省から平成11年度国民医療費の概況が発表されました。それによると、同年度の国民医療費総額は、過去最高の約31兆円となり、ついに30兆円の大台を突破したことが明らかになりました。

年齢階級別では、65歳以上の医療費が65歳未満のそれを初めて上回り、5割を超えました。1人当たり医療費は65歳未満の14万6,500円に対し、65歳以上は73万700円で高齢者の医療費が若年者層の約5倍になっていることが改めて浮き彫りになりました。

この老人医療費は、国が賄っているという理解が一般的なのではないでしょうか。現実には、患者の自己負担を除いた費用の3割が公費で、残りの7割が、各保険制度（健康保険組合、政府管掌健康保険、国民健康保険など）の拠出金で賄われています。

しかし、現行の拠出金制度は、少子高齢化がここまで進むことを予測した制度ではないため、いずれ財政は破綻し、日本が誇る「国民皆保険制度」全体の崩壊にもつながりかねません。

政府が明言している平成14年度における医療保険制度抜本改革では、不合理、不公平な現在の拠出金制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設することが不可欠であります。

しかし、医療費が現在のペースで伸び続ければ、どのような制度をつくっても、いずれ行き詰まってしまいます。医療の質を落とさずに、できる限りムダを省くことにより、医療費を抑制することは可能なはずです。

医療制度は、国民のための大切なしきみです。ですから、患者中心、患者優先の医療制度をめざすべきです。そして、将来にわたり永く続くものでなくてはなりません。そのためには、「1人ひとりが自立すること」が必要になります。

患者は医師に比べ、医療に関する情報が圧倒的に不足しています。しかし、人まかせでは患者中心の医療にはなりません。

自らが積極的に医療や健康に関する情報を知ること、最適な医療を選んでいく姿勢が必要です。

支払った保険料の使われ方に関心を持ち、当事者として責任を持つことも欠かせません。

つまり、個々人が健康についての自覚を持ち、基本的な知識を自然に身に付けることができれば、受診頻度は大分少くなり、医療費の抑制につながるはずです。1人ひとりが、かしこい患者になる努力が、国民皆保険制度を健全に維持することになるのです。

まさに「知ることが、健康への一歩」なのではないでしょうか。

(埼玉県建設業健康保険組合)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

吹上町では、昭和60年にコスモスを「町の花」に制定して以来、この花を活かした町づくりを進めています。

◆ 卷頭言	1
◆ 行政情報	
(1) 「道の駅」の整備について	3
(2) 「彩の国資源循環工場」基本構想（案）発表	7
(3) 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について	13
(4) 鴻巣地区花卉卸売市場（仮称）整備事業の概要	17
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その87）」	
— 吹上町 —	19
◆ 連合会の動き	
(1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会	23
(2) 全国府県建産連会長会議開催	24
(3) 理事会・委員会報告	25
◆ 企画シリーズ・彩の国橋めぐり （その3）	
— 寄居橋・羽根倉橋 —	27
◆ 告知板	
(1) 埼玉スタジアム2002が完成	30
(2) 県営神川温泉保養センターがオープン	30
(3) 「県民コメント制度」がスタート	31
(4) 関東地方整備局が入契法に関する相談窓口開設	31
(5) 県の9月補正予算	31
◆ 連載 埼玉が生んだ著名人物伝（その18）	
小川一眞 — 間仁田勝 —	32
◆ 建産連だより	
会員団体の動静	36
◆ 連合会日誌	39
（附）建設物価調査会案内広告	40

行政情報(1)

「道の駅」整備事業について

埼玉県県土整備部道路環境課

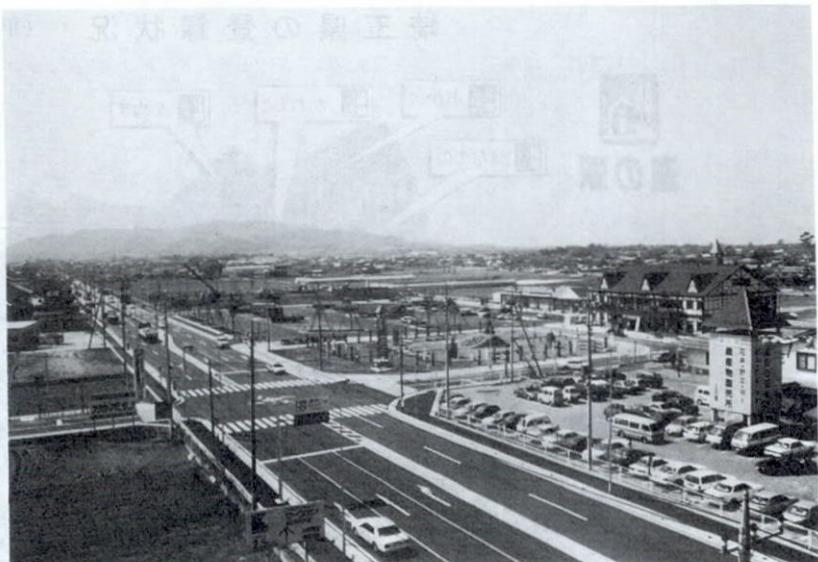
■はじめに

これまでの道路整備は、円滑な交通の確保、言い換えれば「ながれ」に重点をおいて進められてきたため、駐車や休憩といった「たまり」の機能については、大きく立ち遅れた状況にある。今後長距離トリップが増大し、女性や高齢者ドライバーも増加するなかで、快適な「たまり」空間の整備を進めていくことが必要である。

その一環として、休憩施設と市町村等が整備する各種の地域振興施設とを一体化し、サービスの高度化、多様化を図り、これを「道の駅」と呼んで地域情報の発進基地としようとする事業が行われている。

■「道の駅」とは

「道の駅」とは、道路利用者のための休憩施設と、市町村等が整備する各種の地域振興施設とが一体となったもので、休憩、情報交流及び地域の連携機能を備えており、地域の創意工夫によって、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設である。

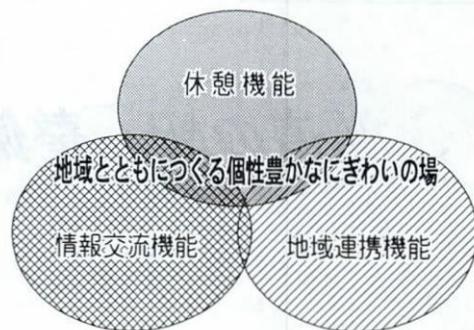


「道の駅」 はなぞの

1. 目的

「道の駅」は、高速道路のサービスエリアに相当するものに地域の特色を加えたもので、24時間自由に利用できる駐車場やトイレ等の施設（休憩施設）と、地域情報や地場産品等を提供する施設（地域振興施設）が一体となったものである。次の3つの機能を持っている。

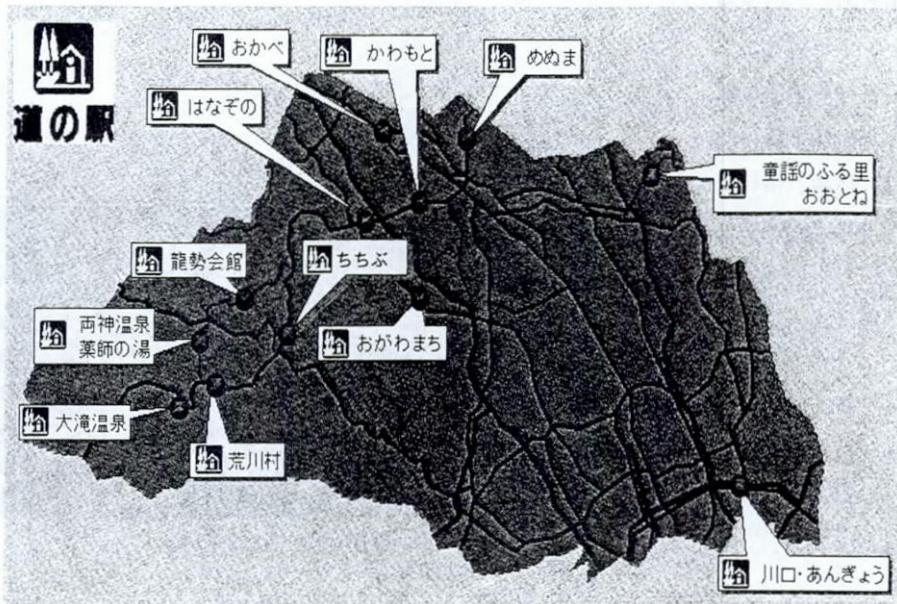
- 機能 {
(1) 休憩機能
(2) 情報交流機能
(3) 地域連携機能



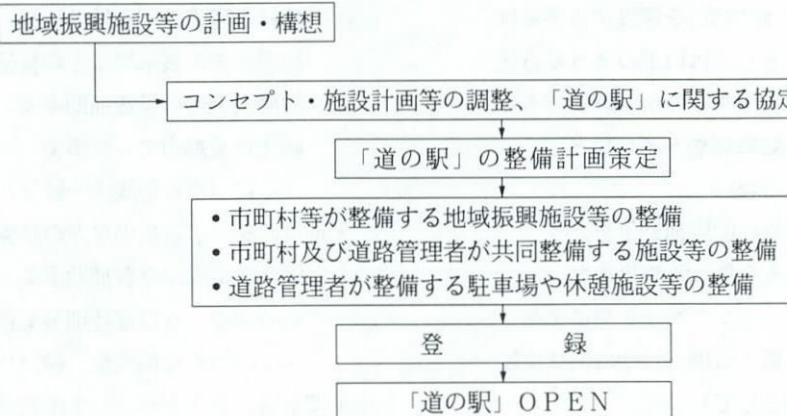
2. 基本コンセプト

- (1) 設置位置
• 主要幹線道路沿い、そのアクセス道路沿い
- (2) 施設構成
• 無料で自由に利用できる駐車場、清潔なトイレ
• 道路・地域情報を提供する案内所・案内コーナー
- (3) 提供サービス
• 駐車場・トイレ・電話は24時間利用可能
• 市町村または市町村に代わり得る公的な団体
- (4) 設置者
• 女性・高齢者・身障者・年少者に配慮
• 景観に配慮
- (5) 配慮事項

埼玉県の登録状況 (平成13年9月現在)



3. 「道の駅」ができるまで



4. 登録の申請

上記基本コンセプトに適合する施設は「道の駅」として登録申請することができる。市町村から県を経由し、国土交通省道路局長に申請する。「道の駅」は平成5年

度に登録開始し、平成13年9月現在、全国で649駅、関東で89駅、埼玉県で12駅が登録されている。

5. 整備形態

【一 体 型】

地域振興施設 (市町村)	休憩施設 (国・県)
-----------------	---------------

国 道・県 道

【单 独 型】

地域振興施設 【休憩施設含む】 (市町村)	
市 町 村 道	

国 道・県 道

★形 態

{ 一体型……休憩施設→国・県が整備
地域振興施設→市町村が整備
单独型……地域振興施設→市町村が整備（休憩施設を含む）

6. 「道の駅」の整備手法

「道の駅」は複合施設のため、現行制度では、一括して「道の駅」を建設する事業はない。整備手法としては以下のような方法を組み合わせて実施するのが一般的である。

(1) 休憩施設（駐車場やトイレなど）

- ・県が整備する場合

〈国土交通省の国庫補助事業〉

特定交通安全施設等整備事業

（簡易パーキングエリア整備事業）

- ・市町村が整備する場合（地域振興施設の付帯施設として）

〈地域振興施設の整備手法に準ずる〉

道路開発資金

(2) 地域振興施設

- ・農産物の直売所などの整備事業

〈農林水産省の国庫補助事業〉

地場産業の展示場などの整備事業

〈労働工商部の県費補助事業〉

観光資源魅力アップ事業

（くにづくり助成金一般分）等

- ・地域のシンボル広場などの整備事業

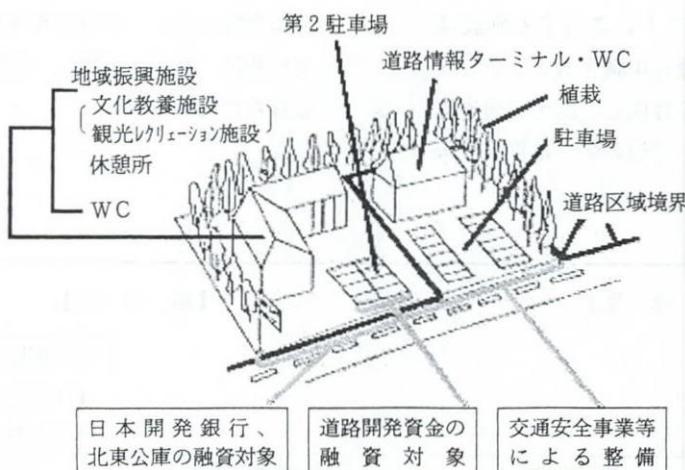
〈総合政策部の県費補助事業〉

彩の国づくり推進特別事業費補助金

（くにづくり助成金一般分）等

- ・喫茶店、レストラン、土産物屋などの整備事業

地域総合整備事業債による起債事業



（出典 国土交通省HP）

■ おわりに

「道の駅」は従来の道路行政の枠組みにとどまらない、道路利用者と地域を結ぶ空間としての新しい概念であり、地域の創意工夫により、社会のニーズに対応して変化・発展していく柔軟性を有する施設である。

「道の駅」を、地域振興と交流の核として整備することは、活力ある地域づくり、安全で快適な道づくりの推進に寄与するものであり、サービスの高度化、多機能化を図り、利用者に愛され、地域の誇りとなる「道の駅」づくりが進められることを望むものである。

行政情報(2)

県が「彩の国資源循環工場」基本構想(案)発表

—全国に先駆けて公共関与による総合リサイクル施設を整備—

埼玉県は、循環型社会構築に向けて、廃棄物のリサイクル施設の整備に取り組むことになり、7月2日全国初の公共関与による「彩の国資源循環工場」基本構想(案)を発表した。その基本構想(案)を掲載する。

1 趣 旨

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、県環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

2 特 徴

① 環境分野で21世紀をリードする先端技術産業の集積

環境整備センターに、わが国の環境産業をリードする先端技術産業を借地方式及びPFI方式により誘導・集積します。事業は、数次にわたって計画し、最終的には100ヘクタールを超える広大な緑地に囲まれた産業群を整備します。

② 埼玉県の運営による高度な安全性・信頼性の確保

県有地に先端民間企業群を誘導する事業であり、埼玉県が事業計画の募集、用地賃貸、建設から、将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システ

ムの下に進め、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します。

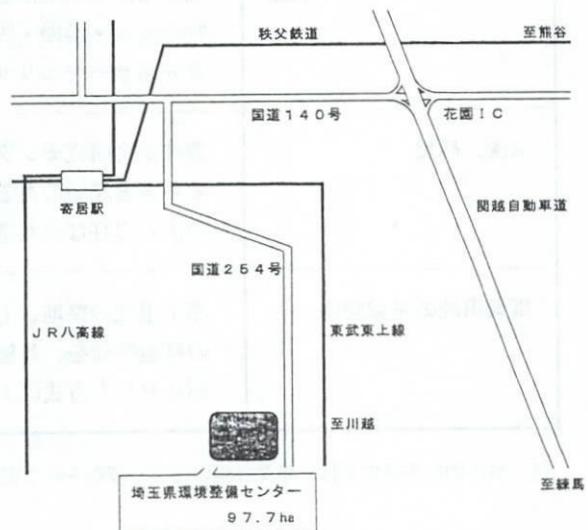
③ 透明性の高い運営システムと周知環境との調和

徹底した情報公開とインターネットによる常時モニターシステムの導入など、開かれた運営システムを採用します。また、場内の森林圃場と一体となった公園、緑地などにより、周辺の緑と調和した潤いのある環境空間を整備します。

3 立地場所

埼玉県環境整備センター内（大里郡寄居町大字三ヶ山368）

関越自動車道（花園インターチェンジ）から国道140号、254号経由で約8km15分



4 計画面積及び施設概要

埼玉県環境整備センター（最終処分場）の未利用地及び埋立跡地に「彩の国資源循環工場」を整備します。

第1期計画は、施設用地15ヘクタール及び緩衝緑地など5ヘクタール、合計の計画面積を概ね20ヘクタールとし、次のような施設の事業計画の提案を募集します。

施 設	事 業 内 容 (例)	整備手法
リサイクル施設	ペットボトルの食品包装シート化、再生ボード製造、食品廃棄物の肥料・飼料化、廃タイヤ再生・燃料化 など	条件付き借地方式(民営)
資源再生施設	建設副産物の分別・資源化、OA・家電部品の分別・再使用、ガラス破碎・カレットのリサイクル など	
先端研究施設	焼却灰の建設資材化、生ゴミの生分解プラスチック化、廃プラの新素材化、解体コンクリートの骨材化 など	
地域工業系施設	寄居町の工業振興と住工混在地域の解消を図り、集積する工業系企業への理想的な事業環境を提供（寄居町事業として実施予定）	
サーマルリサイクル施設	埼玉県内の事業活動に伴って生じた産業廃棄物の焼却・溶融・固化、発電・熱利用を行う最先端サーマルリサイクル施設	PFI方式(県営)
公園、緑地	農林総合研究センター森林圃場と一体として安らぎと潤いのある緑地、公園などを回遊性のある良好な公共空間として整備	
事業用地の基盤整備	事業用地の整地、上下水道、電線、道路などの基盤整備を、各施設の提案内容と調整しながらPFI方式により効率的に整備	

注：具体的な施設内容は、事業計画の提案、審査を経て定めることとなります。

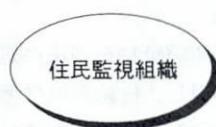
5 事業運営システム

この事業は、事業提案により県有地に借地及びPFI方式で民間企業群を誘導する事業です。

埼玉県が事業計画の募集、用地賃貸、建設から、将来の運営に至るまで、住民の方々との継続的な合意システムの下に、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します。

そのため、埼玉県と民間事業主体との借地契約及びPFI事業契約により、情報公開に基づく住民監視体制と危機管理体制を設け、開かれた運営システムを採用します。

〔住民監視体制〕



立入監視
情報開示
環境測定



操業停止
施設・運営改善
契約解除・退去

6 事業条件

(1) 共通条件

① 土地利用計画（別紙土地利用計画図）

建設予定地の現況は、最終処分場跡地及び残存緑地です。提案する1区画の面積や形状についての制約は設けず、今後、提案された事業計画に合わせて整地します。

② 用途地域

工業専用地域（予定）

③ 借地条件

定期借地権

土地鑑定評価に基づき、募集要綱策定時に埼玉県が提示します。

④ 緑地負担

計画面積の事業用地15ヘクタールは、正味の利用面積です。借地面積には、

一定割合の緑地負担部分を加算するものとします。

⑤ 地元調整

地元との包括的な協議・調整は埼玉県が行い、立地する施設ごとの協議・調整は、埼玉県と民間事業主体が共同で行います。

⑥ 環境影響評価

埼玉県環境影響評価条例に基づく工業団地の造成に係る手続きは埼玉県が行い、立地する施設ごとの手続きは民間事業主体が行います。

⑦ 安全管理

埼玉県と民間事業主体が締結する借地契約及びPFI事業契約により、「5 事業運営システム」を内容とする安全管理方法を定めます。

(2) 土地賃貸施設の事業

県有地を賃貸して民間事業主体が建設・運営する土地賃貸施設については、「4 計画面積及び施設概要」に定める「リサイクル施設」「資源再生施設」「先端研究施設」「地域工業系施設」とし、事業計画の提案を募集します。複数の施設を同時に提案していただくことも可能です。

埼玉県と民間事業主体が締結する借地契約は、「5 事業運営システム」を内容とする安全管理を条件とする条件付き借地とします。

(3) PFI施設の事業

県が整備するPFI施設については、次の〔建設用地の事業基盤施設及び公園・緑地施設〕及び「サーマルリサイクル施設」を一括して発注するものとし、事業計画の提案を募集します。

① 用地の事業基盤施設及び公園・緑地施設

・施設の内容 建設用地の整地、上下水道、電気、道路等の事業基盤施設

- 及び公園・緑地施設の建設・運営
- ・事業の内容 民間事業主体は県からの委託料により設計・建設費、運営・維持管理費等の経費を賄い、事業期間終了後、施設を県に無償譲渡します。

事業期間中、県は民間事業主体に必要な範囲内で事業用地の無償使用を許諾します。

- ・発注方法 性能発注
 - ・契約期間 20年間程度
 - ・事業用地 県有地の無償使用
 - ・リスク負担 県に起因する場合を除き、原則として民間事業主体の負担とします。
 - ・保証 県による支払い保証とします。
- ② サーマルリサイクル施設
- ・施設の内容 溶融固化設備及び発電・熱利用設備の建設・運営
 - ・施設能力 日量百トン規模を想定
 - ・受入廃棄物 産業廃棄物（一部一般廃棄物）
 - ・事業の内容 民間事業主体は廃棄物受入手数料収入、電気・熱販売収入等により設計・建設費、運営・維持管理費等の経費を賄い、事業収益は民間事業主体に帰属します。
 - ・発注方法 性能発注
 - ・契約期間 20年間程度
 - ・事業用地 県有地の賃貸
 - ・リスク負担 県に起因する場合を除き、原則として民間事業主体の負担とします。
 - ・保証 県による支払保証及び受入廃棄物の供給保証はありません。

7 事業計画の募集・審査・契約

埼玉県では、「4 計画面積及び施設概要」で定める施設について、立地を希望する企業

又は企業連合から事業計画の提案を募集します。

応募された提案について、審査委員会（学識経験者、住民代表、行政等で構成）の協議

- ・審査を経て、埼玉県が入選案を選定し、民間事業主体候補者を決定します。

埼玉県と民間事業主体候補者との間で、事業の基本協定を締結し、契約条件等の詳細協議を行った後に、借地契約及びPFI事業契約を締結します。

8 事業計画の評価項目

事業計画の提案は、事業条件に合致するものであるとともに、次の項目を評価して審査を行います。

① 循環型社会の形成

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理、再利用、再生利用し、持続可能な循環型社会の形成に資するための効果的な事業であること

② 最先端技術の導入

最先端技術を導入するなど、今後の産業廃棄物問題の解決に先導的な役割を果すことが期待できる事業であること

③ 周辺環境への配慮

周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、操業の安全確保に努力・工夫がなされている事業であること

④ 地元産業の活性化

地元自治体の将来の産業活性化に結びつくとともに、税収・雇用の拡大に寄与する事業であること

9 事業効果

この事業は、県有地に環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備する事業です。

借地方式については、民間を事業主体とする先端技術産業の集積と高度な運営、また、PFI方式については、埼玉県を事業主体として、民間の運営による効率性と安全性を確保することができます。

このように、地域住民との合意に基づき、公共と民間の長所を生かした事業システムを採用することにより、次のような効果が期待できます。

公共側

- 県の経営リスク負担の最小化
- 資金手当・後年度負担の回避
- 先端産業集積による産業活性化
- 税収、雇用機会の拡大

民間側

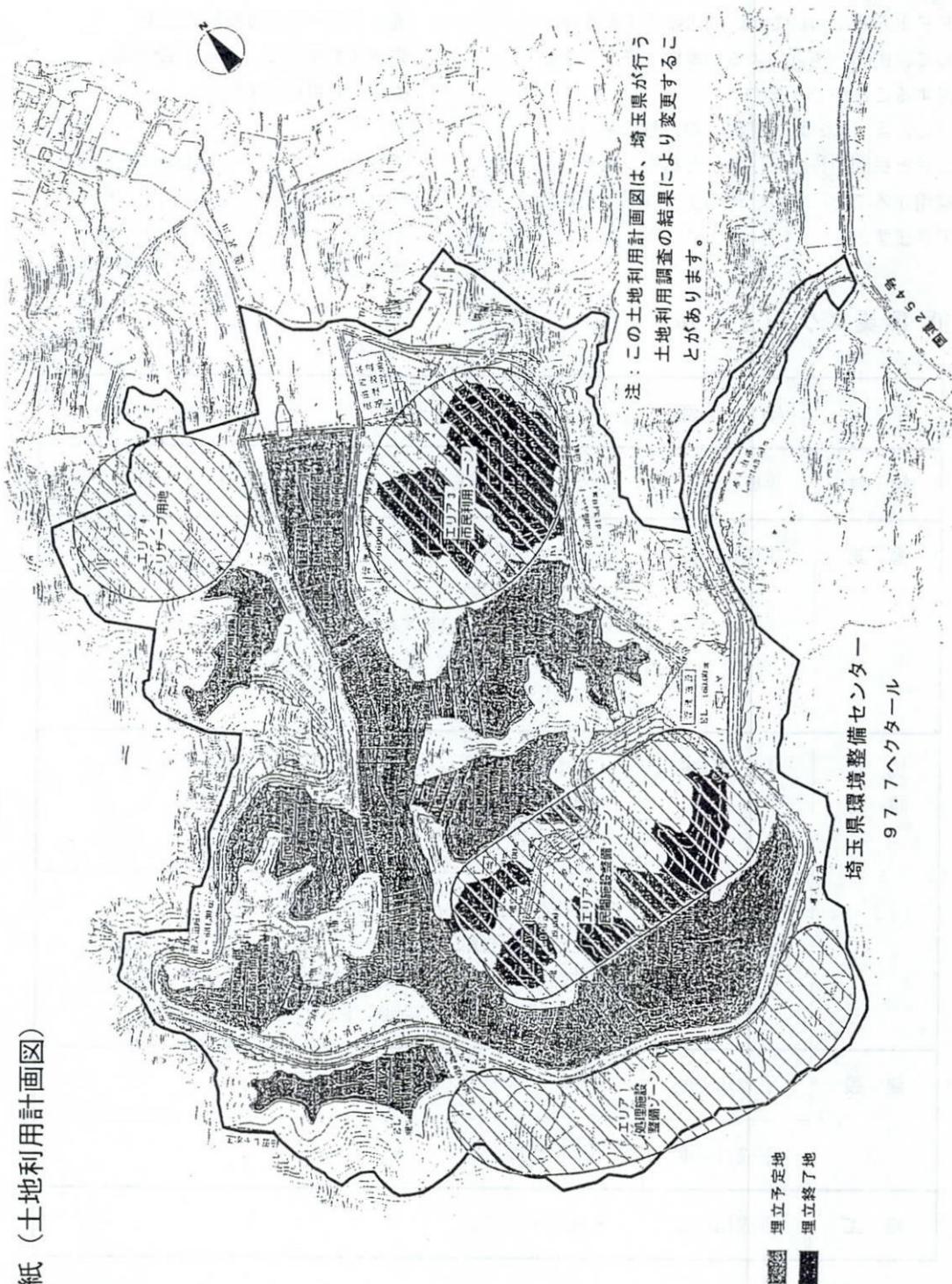
- 住民合意に基づく事業適地の確保
- 公共関与による社会的信用力の向上
- 制度資金、低利融資の導入可能性
- 複合施設への立地による事業条件の向上

10 事業スケジュール

	年 度	事 業 内 容
検 討	平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> • 公共関与による資源循環モデル施設検討
募 集	平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> • 基本構想策定 • 土地利用調査 • 参加事業者募集要綱策定 • 参加事業者募集、審査、決定 • 環境影響調査（24か月）
協 定 設 計	平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> • 基本協定締結 • 環境影響調査 • 実施設計（7か月）
	平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> • 都市計画決定 • 廃棄物処理法許可 • 借地契約・PFI事業契約締結 • 事業基盤、公園・緑地工事着工（18か月）
建 設	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> • 建物工事着工（18～31か月）
	平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> • 建物工事
竣 工	平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> • 施設オープン

注：この全体スケジュールを目安としながら、提案される事業計画（施設）ごとにスケジュールを定めます。

別紙（土地利用計画図）



埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について

国土整備部開発指導課

1. 都市計画法の改正に係る理念

地方分権 + 規制緩和

都市計画法改正（平成13年5月18日施行）

- ① 都市をめぐる社会情勢が変化し、人口減少による地域コミュニティの維持が困難な地域等へ対応する。
- ② 地方自治体が様々な地域の課題に主体的に対応し、地域特性に見合ったまちづくりを目指す。

2. 市街化調整区域における新たな許可基準の追加

- (1) 法律の内容（都市計画法第34条8号の3）

次の3つの条件を満たす区域内で開発を認める新たな許可基準が追加された。

- ① 市街化調整区域
- ② おおむね50戸以上の集落
- ③ 条例で指定した区域

- (2) 区域指定できない土地

次の土地は原則として区域指定できない。

- ① 集団優良農地
- ② 浸水区域
- ③ 良好的な自然環境などを保全すべき土地

(3) 条例を制定できる地方公共団体

市街化調整区域を有する次の団体が条例を制定できる。

- ① 県（49市町村を所管）
- ② 特例市（川口市）
- ③ 開発許可権限を移譲している事務処理市（さいたま市など17市）

この条例は県が開発許可を行う①の49市町村を対象とした条例であるため、②と③の団体が区域指定をするためには、それぞれ独自に条例を制定する必要がある。

3. 条例の制定による効果

この条例により区域を指定し、市街化調整区域の立地規制が緩和されることにより、地域の活性化を目的とする民間活力を活用したまちづくりを進めることができる。

4. 条例の概要

(1) 趣旨（第1条）

都市計画法の規定に基づく開発許可基準に関し必要な事項を定める。

(2) 区域の指定基準（第2条）

- ① 区域内の建築物の敷地がおおむね50m以内の間隔で存していることを原則とする。

(2) 法律、政令で定めるもののほか、すでに道路や排水施設が整備されていること。

(3) 区域の境界は、地形、字界等によること。

(3) 区域の指定手続（第2条）

市町村長からの申出により、埼玉県開発審査会の意見を聴いて、知事が指定する。

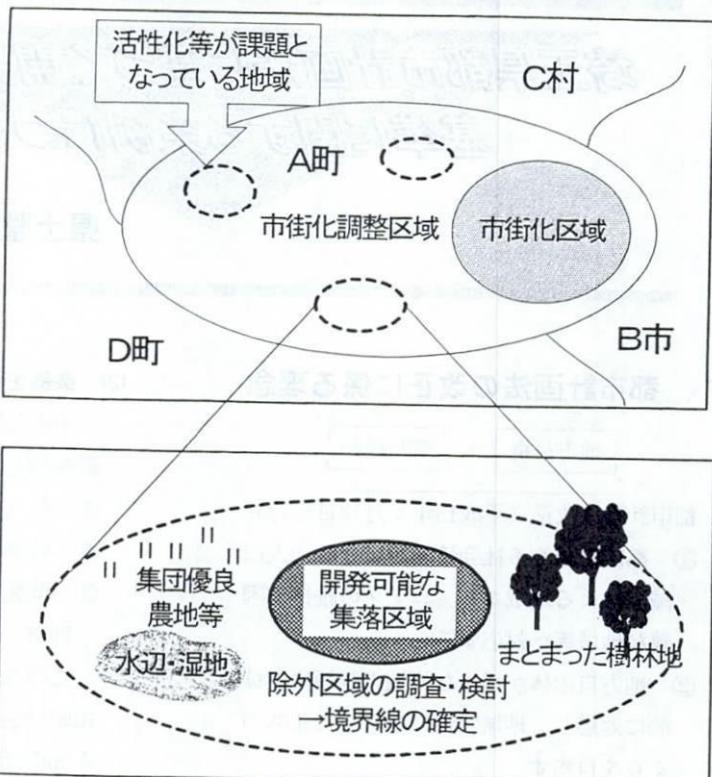
(4) 予定建築物の用途等の制限（第3条、第4条）

予定建築物等の用途は、原則として住宅・小規模店舗等（第3条）、最低敷地面積は原則として 300m²以上（第4条）とする。

(5) 条例の施行日

平成14年4月1日

5. 区域指定のイメージ図



埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

（平成13年7月17日公布）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（区域の指定）

第2条 法第34条第8号の3の規定により指定する土地の区域（第3項において「指定区域」という。）は、次に掲げる基準に基づき、知事が市町村長の申出により指定する土地の区域とする。

- 一 区域内の建築物の敷地がおおむね50メートル以内の間隔で存していること。ただし、区域及びその周辺の地域における自然的条件、建築物の建築その他の土地利用の状況等を勘案し、集落の一体性を確保するために特に必要と認められるときは、この限りでない。
- 二 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、区域外の相当規模の道路と接続していること。
- 三 区域内の排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区

域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

四 区域の境界は、原則として、道路その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適當なものにより定めることとし、これにより難い場合には、町界、字界等によること。

2 知事は、前項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ埼玉県開発審査会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により指定区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

4 第2項の規定は、次条ただし書及び第4条ただし書の場合について準用する。

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第3条 法第34条第8号の3の規定により開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ろ)の項に掲げる建築物以外の建築物とする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合で、市町村長の申出により知事が別に定めて告示したときは、この限りでない。

(最低敷地面積)

第4条 法第34条第8号の3の開発行為を行う場合において、法第33条第4項の規定による予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、開発区域及びその周辺の地域における良好な住居等の環境の形成又は保持のために支障がないと認められる場合で、市町村長の申出により知事が別に定めて告示したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

◆県条例の対象となる市町村（49市町村）

岡部町、川本町、江南町、大里村、妻沼町、南河原村、川里町、
鴻巣市、北本市、桶川市、吹上町、伊奈町、戸田市、滑川町、
小川町、嵐山町、吉見町、東松山市、川島町、坂戸市、鶴ヶ島市、
鳩山町、越生町、毛呂山町、日高市、飯能市、上福岡市、和光市、
三芳町、富士見市、大井町、八潮市、吉川市、松伏町、庄和町、
杉戸町、宮代町、蓮田市、白岡町、幸手市、久喜市、菖蒲町、
鷺宮町、栗橋町、大利根町、加須市、羽生市、騎西町、行田市

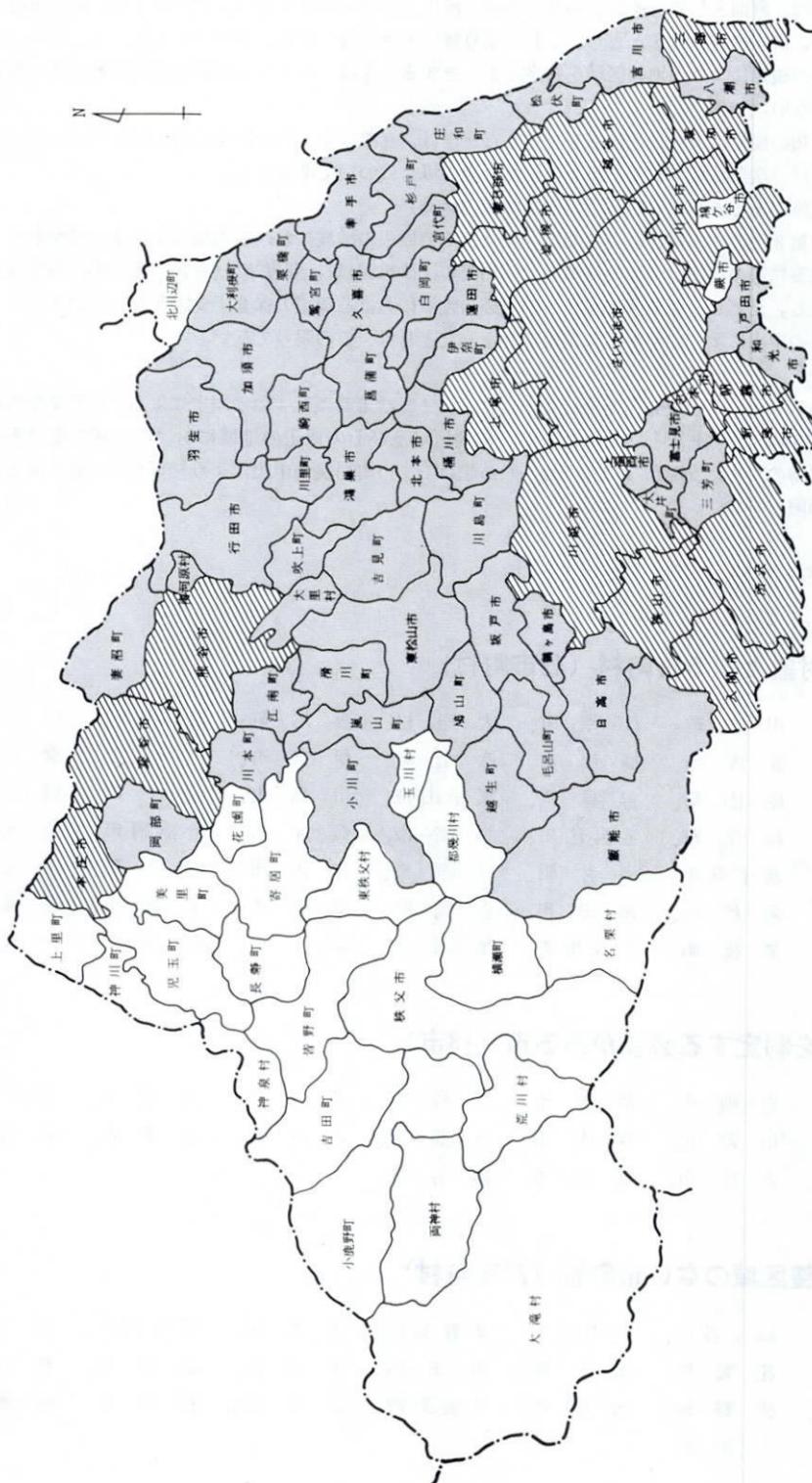
◆自ら条例を制定する必要がある市（18市）

春日部市、岩槻市、越谷市、三郷市、草加市、上尾市、さいたま市、
川口市、川越市、狭山市、入間市、所沢市、志木市、朝霞市、
新座市、本庄市、深谷市、熊谷市

◆市街地調整区域のない市町村（23市町村）

蕨市、鳩ヶ谷市、北川辺町、東秩父村、玉川村、都幾川村、名栗村、
寄居町、花園町、美里町、児玉町、神川村、上里町、神泉村、
長瀬町、皆野町、吉田町、小鹿野町、両神村、秩父市、横瀬町、
荒川村、大滝村

村町市象対例條

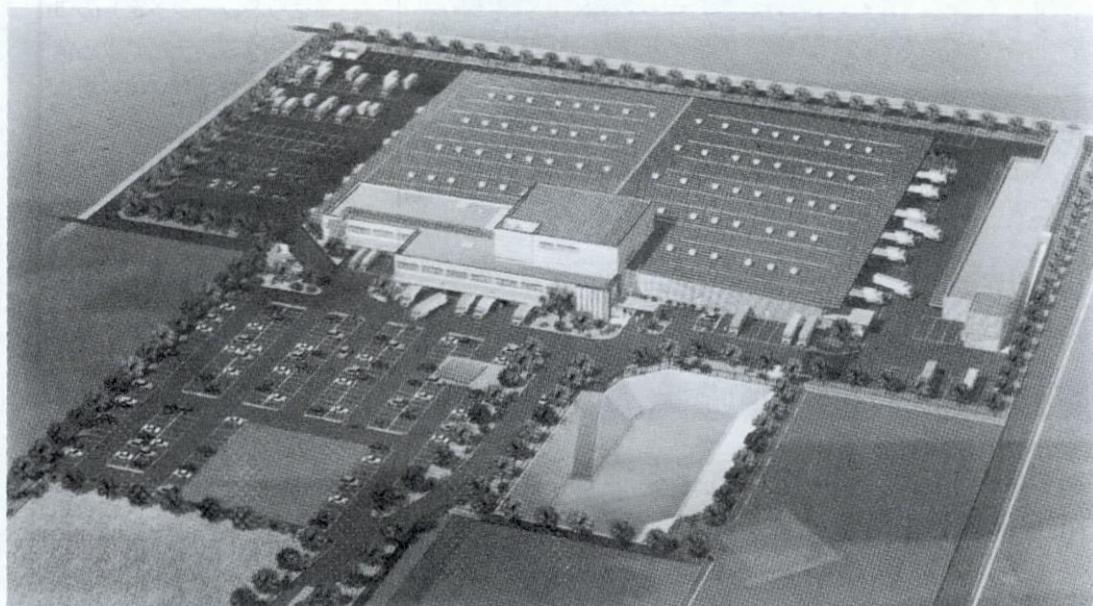


県条例の対象となる市町村	49市町村
自ら条例を制定する必要がある市	18市(特例市、事務処理市)
市街化調整区域のない市町村	23市町村

行政情報(4)

鴻巣市に近代的広域花卉市場 14年秋開場目指す

全国トップクラスの広域花卉流通市場の整備が第3セクターにより鴻巣市で進められている。(仮称)地方卸売市場鴻巣フラワーセンターの概要を紹介する。

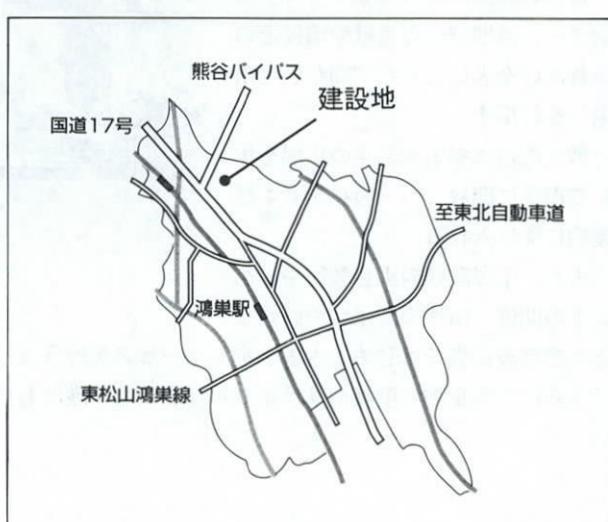


フラワーセンターのイメージ図

[事業主体と建設地]

鴻巣フラワーセンター株式会社は鴻巣市、川里町、JA鴻巣等の出資による第3セクターで、国、埼玉県からの補助を受け、全国でもトップクラスの広域卸売市場を整備する。年間取扱高は138億円を見込んでいる。

建設地は鴻巣市寺谷地区。



[市場の概要]

敷地面積 約5万9,600平方メートル（東京ドームの約1.2倍）

市 場 棟 鐵骨造平屋一部3階建て延べ1万8,400平方メートル

配送センター仲卸棟（鐵骨造平屋建て1,500平方メートル）

運送業者棟 トレイリサイクル業者棟

駐車場（600台収容）

アルミ台車3,000台収納可

総事業費 約41億円

■外観



新市場の機能と役割

◎花卉の総合市場

◎コンピュータ端末（300台）

を使用する最新のせりシステム（せり8レーン予定）のコンピュータシステムによる情報化・多様なニーズに対応した市場

◎総合的な物流効率化を図った分荷システムを取り入れた市場

◎鴻巣から全国を網羅する集配システムと万全な荷受体制

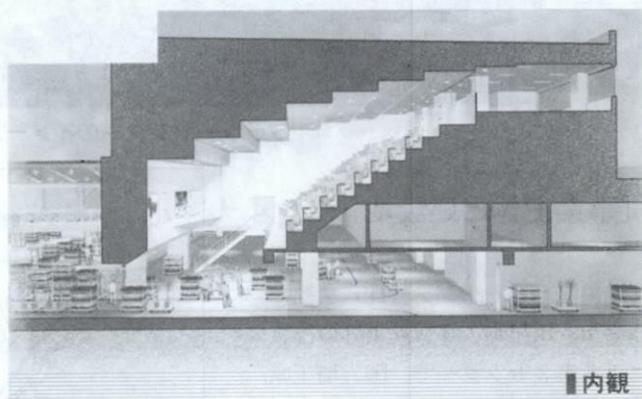
市民に親しまれる 花市場を目指す

新しい花卉市場「鴻巣フラワーセンター」は地域への貢献や市民とのふれあいを大切にした“開かれた市場”を目指す。

敷地周辺に樹木や芝生の広場を配して市民に開放し、一般見学者も積極的に受け入れる。

また、市民向けの園芸教室やイベントの開催、市民の展示会や研修などへの施設提供をはじめ、さまざまなサービスを行う。

さらに、廃棄物の削減やリサイクルなど環境保護にも貢献する。



■内観

「水と緑・人にやさしい文化都市」
をめざして

吹上町長 江 熊 芳 雄



複合施設完成鳥かん図

■はじめに

吹上町は埼玉県の中心からやや北寄りに位置しており、町の北には行田市、南には吉見町、東には鴻巣市、西には熊谷市と大里村にそれぞれ隣接しています。面積約15平方キロメートル、人口約2万8,600人のこぢんまりとした町です。地理的には首都東京から50キロメートル圏内にあるため、JR高崎線で都心まで約1時間、国道17号線で約1時間30分ほどで結ばれています。江戸時代には中山

道の間の宿として栄えた歴史と伝統を有しており、明治18年の吹上駅の開設により行田市の表玄関としての役割を担い、農産物の集散地として発展しましたが、その後は織維、電気、機械などの産業が発達し、労働人口が流入してくるようになりました。近年では、首都圏50キロメートル圏内に位置するという、恵まれた立地条件から宅地化が進み、緑に囲まれた住宅都市として発展しています。

「水と緑・人にやさしい文化都市」のビジョ

ンのもと、住宅地としての都市機能の更なる充実とともに、人と自然環境が調和した潤いのある町づくりを推進しているところです。

■国体ソフトボール競技の開催準備進む

第59回国民体育大会が平成16年に埼玉県で開催されますが、吹上町では、秋季大会ソフトボール競技が鴻巣市と共同で実施されることになっています。このため国民体育大会の開催に向けて、今年8月には「彩の国まごころ国体吹上町実行委員会」を発足させ、本格的に開催準備を進めています。会場は明用地区の荒川堤防付近で、国土交通省が整備している高規格堤防上になります。盛土工事で強化された堤防上に、今年度事業としてソフトボール場管理棟の新築工事を進めています。鉄筋コンクリート造り2階建てで、延べ床面積1,080平方メートルで2階部分には観客席を710席設けます。来年度には夜間も使用できるようナイター照明灯も設置します。ソ

フトボール場とその隣に整備される軟式野球場は、陸上競技用トラックも確保できるような形状とした多目的グラウンドとします。

さらに今年度と来年度の2か年事業として、多目的グラウンドの東側に複合施設（市民体育馆・勤労青少年ホーム・弓道場）の新築工事にも着手しました。鉄筋コンクリート一部鉄骨造り2階建てで、延べ床面積は約6,230平方メートル。玄関のスロープ化、シャワールームやトイレの仕様など、高齢者や身体障害者の方も利用しやすいように配慮した施設としました。耐震性能では大地震が起きた場合でも、大きな補修をすることもなく使用できるもので、利用者の安全を確保でき、町の防災拠点となりうる機能を有した構造としました。

■荒川総合運動公園緑地の整備

年々都市化の進む当町において、町の面積の約5分の1を占め、自然の残る荒川河川敷は貴重な空間です。町ではこの河川敷のうち約60ヘクタールを、総合運動公園緑地として



整備し、町民のレクリエーション需要に応えようとしています。生態系に配慮し、自然環境を生かした区域としたいと考えています。そのため全面積のうち、半分以上を自然保護区域とするほか、「利用ゾーン」にはパークゴルフ場、多目的運動場、野球場、ソフトボール場、サッカー場、自由芝生広場、花畠などを整備し、町民スポーツの振興と町民の憩いの場を創出していく予定です。

■情報公開制度の充実

行政の信頼性と透明性を高めていくうえで不可欠の制度であります情報公開については、今年7月より情報公開条例を施行し、町民の



情報公開コーナー

皆さんの町行政への監視と参加を促進とともに、本庁舎1階に情報公開コーナーを設け、町で管理する情報の提供に努めています。さらに「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、今後会議の具体的な開催日時や会場などについても、広報紙やホームページを活用してお知らせしていくことも検討しています。また、同時に個人情報保護条例を制定して個人情報をしっかりと守り、個人のプライバシーが侵害されないよう配慮しています。これらの制度を積極的に活用していただ

くことにより、町民の皆さんに町政への理解を深めていただけたらと思います。

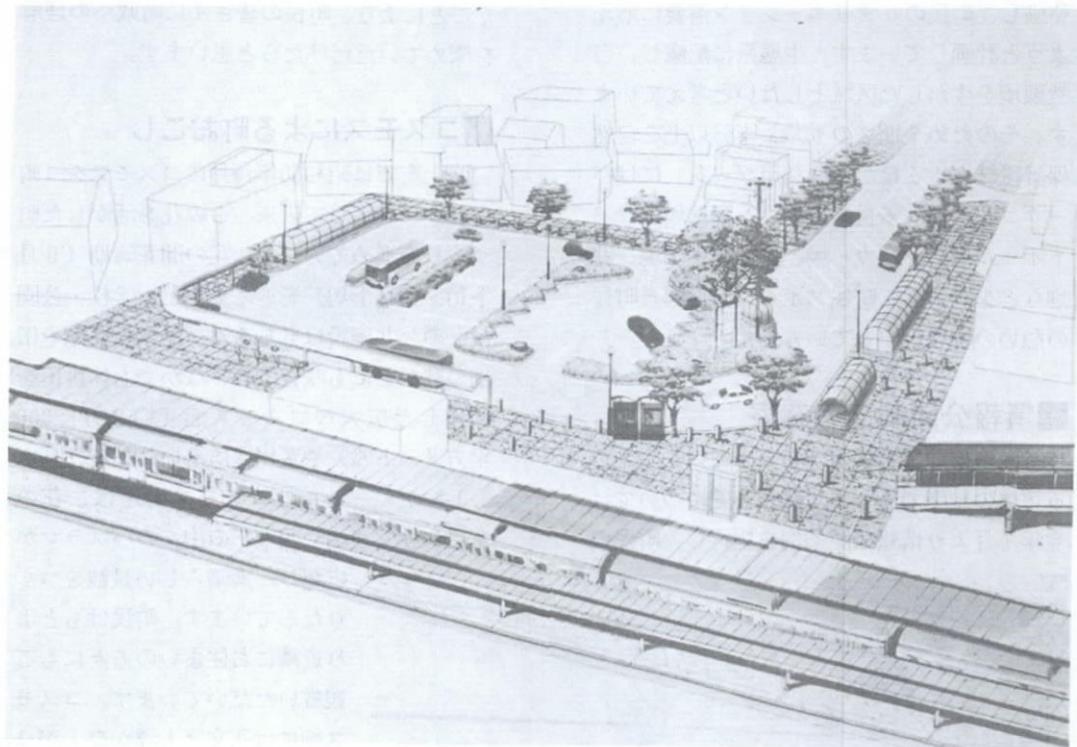
■コスモスによる町おこし

吹上町では昭和60年10月にコスモスを「町の花」に制定して以来、この花を活かした町づくりを進めています。花の開花時期（9月下旬～10月下旬）を迎えると、学校・公園などの公共施設はもちろん、民家の庭先や田、畠の畦などにも咲き乱れ、なかでも休耕田を利用した広大なコスモス畑（約2万1,000平方メートル）や荒川堤防沿いにある、長さ3.1キロメートルのコスモス街道は、花の背景に秩父連山や西上州の山々のパノラマが

広がり、素晴らしい景観をつくりだしています。町民はもとより近隣にお住まいの方々にもご覧いただいている。コスモス畑には花文字も浮かび上がり、これを観賞するための展望台も設けられています。コスモス畑の花文字は毎年恒例となっており、今年はどんな花文字か、楽しみにしている方も大勢いらっしゃいます。

また10月21日（日）には「あげよう心の輪」をメインテーマに、世代間交流事業として恒例となったコスモス祭りを開催して、お年寄りからお子さんまで楽しめるイベントを実施しています。さらに10月13日～28日までの毎週土・日曜日にはコスモスフェスティバルを開催し、地元農産物の販売などを行っています。21日には花火大会やヘリコプターによる遊覧飛行も行う予定です。

このように20世紀から引き継がれた、町の花コスモスを通じた「教育の町づくり」事業を、21世紀さらに創造性に富んだ心豊かな町づくり人づくりの推進に役立てていければと考えています。



吹上駅北口駅前広場完成予想図

■駅北口広場の整備

町の顔と言える駅周辺については、現在北口広場の整備に向け準備を進めています。平成17年度までには整備を終えたいと考えています。駐輪場を設けたり、タクシー乗り場なども整備しますが、駅の利用者が毎日気持ちよく利用できるよう、デザインにも意を用いていきたいと思っています。さらに県が進めている駅前通りの拡幅工事が完成すれば、町のメインストリートも含めて大きく様変わりし、一層活性化が図られることと思われます。関係機関や地元の方々のご協力をいただきながら、早期実現に向け努力していきたいと考えています。

■おわりに

昨今の地方行財政を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。一方、住民ニーズは社会情勢の変化に伴い、ますます複雑多様化す

ることが予想されます。こうした状況を踏まえ、今後は時代の要請である少子高齢化への取り組みや行財政改革の思い切った推進を図り、町民の皆さんのが真に豊かさを実感でき、吹上町に住んで本当に良かったと思えるような、潤いのある、夢と希望に満ちあふれた21世紀の町づくりを進めてまいります。



町の花：コスモス

連合会の動き

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議を開催



8月29日正午から埼玉建産連会館センター第1会議室で埼玉県建設生産システム合理化推進協議会と当建産連の経営改善委員会の合同会議が開催された。

事務局の関当建産連常務理事の司会で開会、島村協議会会长（当建産連会長）が「建設産業を取り巻く環境はますます厳しく、構造改善が大きな課題となっています。有意義な会議になりますよう」と挨拶のあと、島村会長を議長に議題に入った。

議題は①県協議会の活動状況について②県内中小建設産業の情報化に関する実態調査（案）について③中小建設業の情報化に関するセミナーについて④建設産業構造改善推進3ヵ年計画について—（財）建設業振興基金西澤公陸構造改善第1部長⑤関東地方整備局の業行政について—国土交通省関東地方整備局建政部渡邊洋一建設産業調整官⑥その他。

まず①から③の議題を一括して関常務理事から説明が行われた。①県協議会の活動状況については最近の第16回協議会までの主な活動状況、特に平成12年10月電子会議試行ワーキンググループを設置し、3回の会議を重ね、

今後は会議形態の分類、電子会議運営のためのグループづくりが検討課題であることが報告された。②県内中小建設産業の情報化に関する実態調査（案）については、当建産連会員企業600社を対象に情報化の現状、今後の情報化推進の方向性を調査するもので、建設業振興基金の助成を頂き、（株）建設経営サービスに委託して10月上旬調査票発送で実施する③中小建設業の情報化に関するセミナー開催（案）については、10月26日午後2時から建産連会館センター3階大ホールで「建設CALS/ECについて」をテーマに埼玉県建設業協会と共に開催する、講師は（株）ダイナウエアの担当者を予定していると説明があり、いずれも了承された。

次ぎに④建設産業構造改善推進3ヵ年計画について、（財）建設業振興基金西澤公陸構造改善第1部長が講演した。

西澤部長は、建設投資の縮小の厳しい環境の中で、総合建設業者と専門工事業者のあり方が従来になく新しい対応を迫られており、システム協議会に対する期待がますます高まっていると前置きした上で、この3ヵ年計画の四つのテーマごとに、平成12年度の事業実施状況を大要次ぎのように報告した。

1) 不良不適格業者の排除の徹底

行政は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、不良不適格業者の排除に強い姿勢で臨んでいる。また発注者支援データベースの導入は124機関に及んでいる。業界では、地方システム協議会が地方企業（総合、専門）の評価制度等についての検討に着手している。

2) 建設生産システムにおける合理化の推進

中央システム協議会では契約適正化専門委員会を設置し、見積書の標準化等契約にいたるまでの総合・専門両者の役割の明確化、産業廃棄物処理の役割のチェックについて踏み込んだ検討をした。地方システム

協議会では、建設工事原価計算基準等具体的のテーマで検討が行われた。13年度については全国建産連で今調整中であるが、施工台帳の活用、企業連携のあり方、廃棄物の処理等当面差し迫った問題がテーマとして取り上げられる。また、建設産業専門団体協議会では「専門工事業イノベーション戦略研修会」を全国10都市で開催した。

3) 生産性の向上

建設業振興基金では、リフォーム市場育成方策の検討、コンピューターによる財務診断等を実施した。建設産業団体では、各都道府県建設業協会等がIT活用方策を検討、全国室内工事業協会等9専門工事業者団体がIT化・リフォーム市場進出等の検討を行った。

4) 優秀な人材確保・育成と雇用労働条件の改善

建設産業団体では、専門工事業団体6業種7団体が技能開発計画に基づいて計1万人以上の基幹技能者の育成を行った。さらに14団体が技能開発計画を策定済み、5団体が策定中である。

西澤部長は以上のように報告するとともに、システム協議会に対する期待が高まっていることを強調して講話を終わった。

5分間休憩の後、⑤の関東地方整備局の業行政について、国土交通省関東地方整備局建設部渡邊洋一建設産業調整官が講演した。

渡邊調整官は、省庁再編後8ヶ月を経過したが、関東地方整備局としても、地域の皆さんに期待されていることを十分認識しており、このほど建設業法や適正化法について電子メールによる相談窓口、ホームページを開設したところであると述べるとともに、大要次ぎの通り講演した。

「建設部としては、不良不適格業者の排除に積極的に取り組み、先般、経営事項審査のために、工事をしないで契約高をもっ

て施工高を上げたケースについて告発した。一括下請けについては、契約金額によるかのような間違った解釈がなされているが、金額の高低に関係なく、監理技術者を出向でなく元請として直接恒常に雇用しており、2次、3次の下請けに対し、自主的に、総合的な企画、施工、工程、安全、資材の監理、施工調整、指導監督をしっかりやっていれば、一括下請けにはならないかと思う。いずれにしても、一括下請けについては、個々のケースによって判断しなければならないので、とりあえず約11の設問のQ&Aを研究して欲しい。今後疑問等については相談窓口に、また、声をかけてもらえば説明会に出向くのでよろしくお願いします。

以上の講演の後、質疑、意見交換を行い有意義な会議を終了した。

全国府県建産連会長会議 岩手県で開催される

全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月13日岩手県花巻市で開催され、当建産連から島村会長らが出席した。

全国建産連望月茂会長の挨拶、国土交通省竹歳誠大臣官房審議官らの来賓祝辞の後、全国建産連会長表彰が行われ、本県から、次ぎの2氏が表彰された。

首藤 淳氏（県建設業健康保険組合理事、県建産連理事、建災防県支部支部長、（社）建設業協会相談役兼理事）

山田欽一氏（県コンクリート製品協同組合副理事長、県建産連評議員）

続いて、各府県建産連提案議題を審議の後決議を行い閉会した。

来年度は愛媛県で開催される。

理事会・委員会報告

理 事 会



7月6日（金）午後2時から別所沼会館1階大会議室で平成13年度第2回理事会を開催した。

島村会長挨拶のあと、島村会長を議長に議事に入った。本日の議題は(1)役員の補欠選任について(2)連絡事項(3)その他。

(1)役員の補欠選任については、会員団体の役員変更に伴い、評議員の補欠選任及びその所属すべき委員会を決定する案件で、次の通り決定することが承認された。

新任者 仲村一夫（埼玉県環境安全施設協会）経営改善委員会

新任者 長浜 忠（埼玉アスファルト合材協会）経営改善委員会

また、東日本建設業保証㈱埼玉支店では、6月26日付で支店長が交替したため、推薦書に基づき片桐久夫氏の理事選任（経営改善委員会所属）が承認された。

次ぎに議題(2)連絡事項については、全国府県建産連会長会議の提出議題並びに平成14年度予算編成期等を迎えての埼玉県議会自由民主党議員団への団体政策要望事項についての提出依頼について事務局から説明があり、総務委員会にはかりとりまとめて提出することで了承された。また、国土交通省から発表さ

れた「国土交通省における公共事業改革への取組」が全国建産連事務局から資料送付されたことが報告された。

(3)その他として、当面する諸問題について意見交換が行われたのち会議を閉じた。

総 務 委 員 会



7月17日（火）12時から埼玉建産連会館1階特別会議室で島村会長同席の下、第1回総務委員会を開催した。関根委員長挨拶のあと、委員紹介があり、関根委員長を議長に議事に入った。

第1の議題は「全国府県建産連会長会議の提出議題ならびに平成14年度埼玉県に対する団体政策要望について」。全国府県建産連会長会議の提出議題については、会員団体から出された2件の要望を踏まえて事務局が作成した（件名）公共投資の確保と地方中小建設業者の活用についてとすることを承認、また、埼玉県議会自由民主党議員団へ提出する埼玉県に対する団体政策要望については、事務局で整理して早急にまとめることで了承された。

第2の議題の全国建産連会長表彰候補者については、首藤淳理事、山田欣一評議員を推薦することで承認された。第3の議題「建産連会費について」は要望提出の埼玉建築士会高木会長から1. 建産連の会費の軽減2. 施設負担金の軽減の要望理由の説明を聞くとともに、事務局からも実情を聞いたうえで検討の結果、建産連会費については値下げが可能

か研究することになった。

第4のその他として、適正化法施行に伴う一括下請けの禁止問題等について意見交換を行い、委員長から、めまぐるしい法改正に対処するため、事務局で研究していくことが必要ではないかと提案され、以上をもって閉会した。

広報委員会



7月25日正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で、広報委員会を開催した。議題は①「建産連ニュース」第89号の発行について②「建産連ニュース」第90号の編集案について③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて④その他。

有山委員長の挨拶、関常務理事から委員の紹介のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

①「建産連ニュース」第89号の発行について、事務局から記事の掲載順に要点の説明を受け、続いて②「建産連ニュース」90号の編集案について目次順に趣旨説明を受け、いずれも特に意見なく、これを了承した。

次ぎに、③ポスター・絵画コンクールについては、前回、IT時代であり募集にコンピューターグラフィックの作品も加えてはどうかとの意見もあり、事務局で県教育局に実情を問い合わせた結果が報告され、時期尚早ということで、例年通りに実施することで了承された。

④その他として、次回開催日を10月24日(水)とすることを決めて散会した。

研修指導委員会



9月4日(火)正午から埼玉建産連会館1階特別会議室で島村会長同席のもとに研修指導委員会を開催した。議題は平成13年度事業実施計画について。瀧澤委員長の挨拶、出席委員の紹介の後、瀧澤委員長を議長に議事を進めた。

事務局より、これまでの研修指導委員会事業による講演会・研修会の実施状況について説明の後、今年度事業実施計画案が提示された。

まず、講演会については、埼玉県建設業協会浦和支部と共に、日時は11月26日(月)13時30分から概ね90分程度、場所は建産連会館センター3階大ホールと決定し、テーマ及び講師については3案が示された。種々意見交換の後、さらに資料を検討の上、テーマ及び講師の選定を事務局に一任することとした。

次に施設見学会について、事務局から、日時は4月または10月、視察場所として3案が提示された。種々意見交換の結果、コース等を再検討して決めることとし、委員長、事務局に一任することで了承された。

以上をもって会議を終了、散会した。

企画シリーズ・彩の国の橋めぐり（その3）

彩の国 の 橋

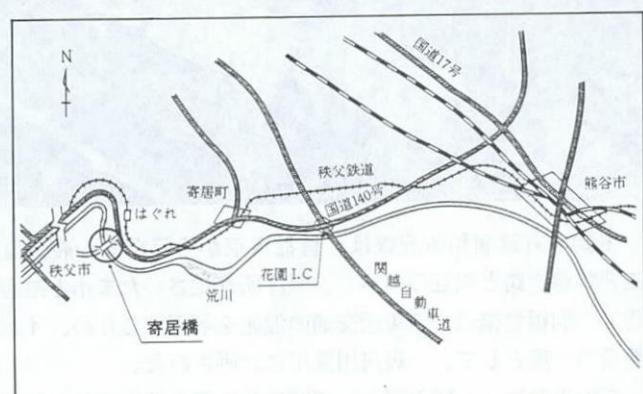
資料提供 埼玉県県土整備部道路街路課

よりいばし
【寄居橋】（寄居町）



寄居橋は、一般県道長瀬玉淀自然公園線が大里郡寄居町大字金尾と末野地内で荒川を渡る地点に位置し、荒川右岸と国道140号を結ぶ。戦後間もなく建設された旧橋は橋長89.0m、幅員3.9mの吊橋で老朽著しく、幅員も狭く、県では昭和56年度に架け替えに着手、昭和60年度完成した。荒川の中でも、このあたりは玉淀ダムによってせき止められた水を満々とたたえる景勝地であり、地形的な条件と景観的な

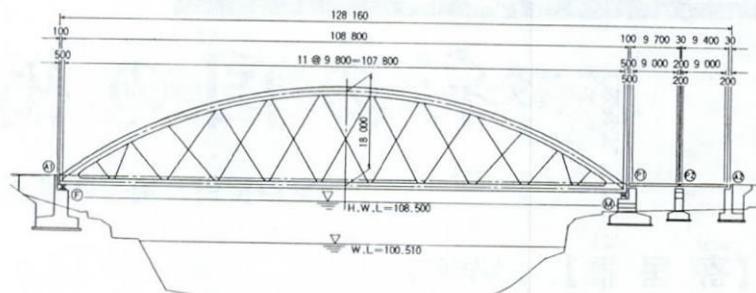
配慮からニールセン系ローゼ桁が採用された。この橋は下路式アーチ橋の一種で、桁をアーチ部材からのケーブルによって支持することにより長支間を渡るのに適した構造。架設地点がダムの湛水地域で水深10mを超えることから、架設工法として、両岸にタワーを建てケーブルクレーンを設置して桁下空間を利用せずに架設できるケーブル・エレクション斜吊工法が採用された。



寄居橋の概要

- 路線名 一般県道長瀬
玉淀自然公園線
- 橋格 一等橋
- 橋長 128.160 m
- 幅員 11.0m (車道 6.0m、歩道 2.0m両側)
- 構造形式 (主径間) ニールセン系ローゼ桁橋、(側径間) P C スラブ桁
- 事業費 870,780千円
- 架設年度 昭和60年

〔寄居橋側面図〕



【羽根倉橋】 (さいたま市～志木市)



主要地方道浦和所沢線は、首都東京から延びる一般国道17号線、254号、関越自動車道などの主要幹線道路と相互の連絡し、県庁所在地さいたま市と県西部の主要都市所沢を結ぶ重要な環状道路で、羽根倉橋はこの東西交通の混雑を解消するため、4車線規模のバイパス14.2キロメートルの整備の一環として、一級河川荒川に計画された。

この事業は、一期工事として昭和42年度に調査設計、用地買収に着手して以来5年余の歳月と約14億6千万円の事業費をもって、昭和48年7月に暫定2車線で完成し供用開始した。

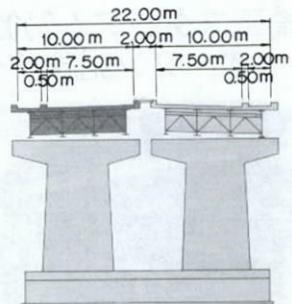
その後、自動車交通量の急激な増加に伴い、朝夕の交通渋滞が激化し、橋周辺の交通事情が悪化してきたので、昭和56年度から残り2車線を第2期工事として着手し、約19億円の事業費で昭和60年3月竣工した。これにより羽根倉橋の4車線計画が完成した。

[羽根倉橋位置図]



[羽根倉橋橋梁部断面図]

二期工事(下流側) 一期工事(上流側)



羽根倉橋の概要

- 路線名 主要地方道浦和所沢線
- 河川名 一級河川荒川
- 橋格 1等橋
- 橋長 859.63m
- 幅員 22.0m (車道 6.5m × 2、歩道 2.0m × 2)
- 形式 鋼連続箱桁
びん沼高架橋 鋼連続鉄桁及び鋼連続箱桁
- 総事業費 3,367,680千円
- 供用開始 1期工事分 昭和48年7月
2期工事分 昭和60年4月



旧羽根倉橋

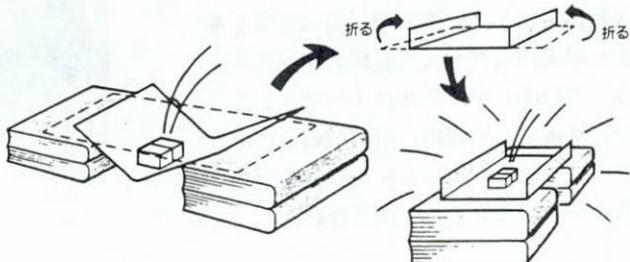
旧羽根倉橋（撤去）の概要

- 橋格 2等橋
- 橋長 100.09m
- 幅員 4.5m
- 木桁端 (冠水橋)



— 橋 の 原 理 —

橋の原理を、自分の手で試してみよう!!まず本やマンガを重ねた台を2つ作って、その上に下敷きをのせる。その下敷きのまん中を指で押すとグニャッと下にへっこんじゃう。ところがこの下敷きを、アーチ橋のようにカーブさせて台の間にはさむと、指で押してもへっこまない。これがアーチ橋の原理。今度は普通の紙を置いてみよう。そこに消しゴムをのせるとやっぱりペタンと下についちゃう。そこで、紙の両端を同じ分だけ曲げて、台の上にのせると・・・消しゴムはきちんと紙の上にのってる。普通の桁橋でも材料を加工することで、ずいぶん頑丈になる。こんな風に、簡単な力の原理を応用して、丈夫な橋が造られているのだ。



告知板

埼玉スタジアム2002が完成 オープン記念イベント開催



完成し一般公開された埼玉スタジアム2002
(埼玉県スタジアム建設局提供)

埼玉県がさいたま市中野田地内に平成5年以來建設してきたアジア最大級のサッカー専用スタジアム「埼玉スタジアム2002」が、7月31日竣工、いよいよ10月にオープンすることになり、10月6日～8日に埼玉スタジアム2002公園でオープン記念イベントが行われた。

10月6日はスタジアム内で記念式典。メモリアルプレート除幕式。浦和レッズ公開練習なども行われ、6日から8日まで一般公開された。

10月中旬以降Jリーグの公式試合、日本代表の国際試合等が予定されている。

なお、一般公募したオープン記念事業のキヤッチフレーズは「感動を観に行こう。埼玉スタジアム2002。」に決定した。

県営神川温泉保養センター 「アカシアの湯」がオープン

埼玉県企業局が、児玉郡神川町に整備を進めてきた県営初の地元天然温泉活用保養施設「アカシアの湯」が9月16日オープンした。同施設と隣接した神流川の河川敷周辺に併設のスポーツ・レクリエーション施設を含めて「神川ゆ～ゆ～ランド」と命名された。

【アカシアの湯の施設概要】

- ①所在地………神川町大字小浜地内
- ②交通………JR八高線丹荘駅から西へ約2キロ、関越自動車道本庄児玉インターチェンジから西へ約10キロ。
- ③総事業費……38億9,100万円
- ④施設規模……延べ床面積約3,800m²
- ⑤施設の構造…鉄筋コンクリート造平屋建て
- ⑥施設内容……温浴施設（露天風呂、檜風呂、岩風呂、サウナなどのほか休憩施設）付帯施設（地ビール工場、レストラン、研修室等）

<入館料>

大人1人（3時間・開業記念料金）

600円、休日等 800円

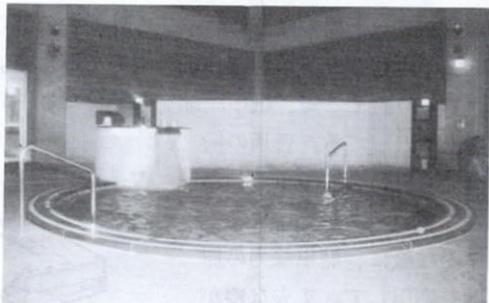
子供1人（3時間）

平日 350円、休日等 400円

- ⑦周辺施設……神川町が管理する公園施設としてサッカー場や野球場、ターゲットバードゴルフ場、バーベキュー広場等が神流川河川敷周辺37haに併設



檜風呂



岩風呂

(埼玉県企業局提供)

県が「県民コメント制度」実施

埼玉県は、8月1日から「県民コメント制度」をスタートさせた。県民コメント制度に関する要綱によると、県民の生活に重大な影響を及ぼす施策等の立案について県民だれもが意見を述べることができる機会を保障し、県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、県民の視点に立った開かれた県政を実現するのを目的としている。

県民コメント制度の対象は次に掲げる施策等。

- (1) 県の総合的な構想、計画等及び県行政の各分野における基本的な構想、計画等の策定又は改定
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る素案
- (3) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更。

案の公表方法は県政情報センター、県のホームページの掲載、報道機関への発表その他広報誌への掲載等。

意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等

関東地方整備局が入契法の相談窓口を設置

関東地方整備局は、8月13日に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴う請負契約に係る関係連絡、工事現場における適正な施工体制の確保、関係法令等についての建設業団体からの各種疑問・相談に対して相談窓口を設置した。

相談窓口は総務部契約課（港湾空港関係を除く）、経理調達課（湾岸空港関係）に設置、相談内容によって、地方事業評価監理官、総務部契約監理官、企画部技術調整監理官、及

び建設部建設産業調整官が協力・連携し一体的に対応する。

○総務部契約課

電話 048-600-1925（ダイヤルイン）

FAX 048-600-1370

メールアドレス

keiyakuka@ktr.mlit.go.jp

開設時間 平日 9時30分～17時00分

県の平成13年度9月補正予算

県は緊急かつ不可欠な事業に限定して9月補正予算を編成した。規模は一般会計3億8,943万3千円で前年度9月補正86億円よりも少なく、過去5年間と比較して最も低い補正予算規模となった。

建設関連の主な事業次の通り

○緊急交通事故防止対策

交通事故多発交差点等への信号機の設置
2億4,632万3千円

○要保護児童対策

地域小規模児童養護施設の設置促進

1,049万4千円

自立援助ホームの設置促進

243万2千円

○災害への緊急対応

土木施設、農林施設の災害復旧（台風11号）
6億2,800万円

降ひょう被害の未然防止対策（多目的防災網の設置促進）
7,000万円

○その他

移動通信（携帯電話）用鉄塔施設の設置
促進
1,366万6千円

また、9月8日から11日の台風15号による災害復旧費として、林道、農業用施設、治山、土木施設、都市施設合わせて、28億5,847万円を追加計上した。

埼玉が生ん著名な人物伝 その18

小川一眞

—— 日本写真術の生みの親 ——

間仁田 勝

米国ボストンで写真術と印刷術を学び、帰国後、写真家として明治天皇御大喪や日清・日露戦争の写真撮影等を担当をするからわら、「不变色写真」の開発、コロタイプ印刷による写真印刷の実用化など、日本における写真技術を飛躍的に高めるとともに、千円札の夏目漱石の撮影者でもある行田市出身の小川一眞について記す。

1. ボストンで写真術を修得

小川一眞は万延元年（1860）8月15日、父忍藩小普請組原田庄左衛門、母ちよの次男として、忍藩武家屋敷山鳥十二番屋敷（今の行田市忍）で出生した。幼名を朝之助といい、文久3年（1863）7月、4歳のとき、同じ小普請組の小川石太郎の養子となり、元服して一眞となった。

一眞は、最初は忍藩培根堂で数学を学んだ後、明治6年（1873）に上京、日本橋の報告学舎で土木工学を学ぶうち、写真好きの英国人教師カノンから写真の手ほどきをうけ、写真に興味を持ち始めていった。

カノンが写真撮影のため市中を歩いていると、人々から石を投げられることから、通訳を兼ねて一眞がお供をしたことが発端であった。

明治8年3月に卒業後は写真家としての道を目指し、熊谷の写真師吉原秀雄の写真館に弟子入り、そこでコロジオン湿板法を習得し、10年には富岡町で小川写真場を開業した。そ



晩年の小川一眞（小川益子氏蔵）

して、その成果として、14年3月には内国勧業博覧会に写真「妙義山中の嶽景」を出品をしたが、上位入賞には至らなかった。

自信作であっただけに、この時のショック

は大きかったという。

一眞は、再度、勉学に志し、再び上京、15年1月に筑地大学校（今の明治学院大学）に入学したのであった。

上京したものの、住むところも無かったことから、横浜に住む親戚の家に強引に転がり込んでいった。

困ったその親戚が持ち込んできたのがアメリカ行きであった。

内国博覧会でのショックもあり、内々では大いに渡米の志しに燃えている時でもあったので、二つ返事で承諾をした。

一眞は親戚が紹介してくれた通訳とともに、アメリカ艦隊の司令官クーパー海軍少将に会い、「アメリカで写真術を学びたいので連れていってくれ」と半ば強引に頼んだ。最初は取り合ってくれなかったが、一眞の熱心さに負け、乗組員としての条件で乗船を許可してくれた。明治15年7月、一眞23歳の時であった。

一眞は、4ヶ月後に米国ノーウォークに上陸、クーパー少将の紹介でボストンの「リップス&ハスティング写真館」に見習いとして勤務することになった。しかしながら、旅券（パスポート）をもっていないことから密航者扱いになりかけたが、ワシントンの日本領事館での事情聴取などを経て、やっとのことでの取得することができた。

これも皆、ひょんなことから知り合い、生涯の恩人となる岡部長職（ながとし）のお陰であった。この岡部長職は、岸和田藩主で明治維新後は子爵となり、第二次桂内閣では司法大臣を歴任したほどの大人物であった。

一眞は、このアメリカで、秘法といわれている当時としては感光度の高いスワン乾板による手法を取得し、さらにアーシングローウェル乾板という感光度の鋭い乾板の製造法をも修得したほか、アルバートタイプ社のメリ一氏から写真板を学び、さらにヒリヨーグラフの複版法及びコロライド印刷術等、多くの写真術を学んだ。

2. 麻町に写真館を開業

日本における写真は、上野俊之丞こうのしゆうじょうが天保12年（1841）に写真機を入手し、薩摩藩主島津斉興に献じたのが最初と言われている。そして文久3年（1863）、その子の上野彦馬が長崎で学んだ写真術をもとに研究した湿板写真術を活用した写真館を長崎に開いた。

また、それと同じ頃、伊豆下田でアメリカ領事ハリスの通訳のヒュースケンに撮影術を学び、独自の写真術を開拓した下岡蓮杖が横浜に写真館を開業した。

この2店が日本における写真館のはじまりであった。

一眞は、この下岡蓮杖と所縁の写真館において修行しており、特にその息子の下岡太郎とは親友の付き合いをするほどの仲であった。

一眞は、アメリカで秘法といわれている感光度の高いスワン乾板を手に入れた時、かつて世話になった礼として、この下岡太郎へ乾板を送った。そして下岡太郎から、それを譲り受けた江崎礼二がこの乾板を用いて、世紀の写真と言われた「隅田川の水雷爆破」の瞬間を撮影している。これが、日本写真史上に残る日本初の乾板印刷による撮影であった。

一眞は2年間の米国での修業を終え、明治17年正月、横浜港に到着した。

一眞も24歳になっており、帰国後の秋には渡米前から知り合っていた鬼石町の飯塚市子と結婚、そして翌18年に東京麹町に写真館「玉潤館」を開業した。開業に際し援助を受けた岡部子爵の命名であった。

玉潤館は、フィルムに最新の「乾板」を取り入れ、従来の「湿板」に比べ、撮影時間が短く、保存が可能で、その上、必要な時に何時でもすぐ使えるなどの利点から、大いに評判となった。

一眞の名声は高まり、明治18年には陸軍参謀本部陸地測量部の製図写真術の教授として迎えられた。

この陸軍参謀本部陸地測量部は、今でいう国土地理院の前身で、一眞の持つ高度な技術

が認められた結果であった。

明治20年には、皆既日食の観測をするためにアメリカのアーモスト大学のダビット・ヒュー・ドッド教授が来日すると、一眞は、その写真技師として推薦された。皆既日食の撮影、特に非常に強い光を出すコロナの撮影には大いに苦労している。感光度の非常に強大的な種板は使えず、濡れた生板がよいが、貯蔵法に問題がある。5分毎に百枚余りを撮影するには間に合わない。結局、生板を硝酸銀少量と蜂蜜少量とを適時にまぜた液に浸けておいたところ成功し、無事、撮影が終了できた。

ドッド教授は非常に喜び、報告書の中に、その貯蔵法を紹介したことから、一眞は一躍、海外でも知られるようになっていった。

3. 明治天皇の葬儀を撮影

明治21年（1888）、宮内省臨時全国宝物取調局の委託で、東京大学講師で日本美術研究家として名声を博していたフェノロサらに従い、京都、奈良、鎌倉と古社寺宝物調査の写真撮影を行った。

その折も、寺社内が暗いところから、文化財が痛まぬよう、マグネシアライトや銀紙を張った障子を用意して外光を反射させるなど、新しい手法、いわゆる「不变色写真」を創案し撮影している。

そんなことから、一眞は日本で最初の文化財撮影を行った人物として名を残すこととなった。

22年には岡倉天心らと美術雑誌『国華』を創刊、それまでの美術誌が文字を貼った紙に印画紙を張り付けたものを、一眞はアメリカで習ってきた写真製版である「コロタイプ印刷」を採用し鮮明な図版としたのである。

『国華』は記念すべき日本最初の写真印刷誌となつたのであった。

その成果をもとに、23年には美術作品に適した美しい印刷技術を実用化し、『日本美術帖』全12巻を刊行するなど、日本美術の普及啓発に努めている。



日吉町に開業した小川写真館
〈「創業記念参十年誌」より〉

26年に、神田三崎町に写真製版工場を設立、30年には、それを日吉町（今の銀座6丁目）に移転するととも、一眞の本格的な写真館としての小川写真館を開業したのであった。

37年には、27年の日清戦争に続き、日露戦争においても写真撮影を担当、新しい銅版印刷の技術を導入し、写真をより鮮明なものに改良した。

初婚の、そして再婚の妻に先立たれ後は、しばらくの間、1人暮らしていたが、38年には知人の紹介で、板垣退助の三女・婉子えんこと再婚している。

その後、40年に東京勧業博覧会審査員に、そして43年には東宮御所の御用係に任命されるとともに、写真家としては初の帝室技芸員に任命された。これは皇室が設けた芸術家の保護栄誉制度で、芸術家としてのステータスであった。一眞は、これを大いに喜ぶとともに、写真が一つの芸術として公に認められたことに大いに感激をしたという。

その時、同時に任命された者に洋画家の黒田清がいた。

以来、皇室関係の仕事が増え、東宮、宮家の皇族関係の写真を多く手掛けることとなった。

その集大成が明治天皇の葬儀の写真撮影であった。

明治45年7月30日、明治天皇が崩御、その年の大正元年9月13日から15日の3日間にわ

たり葬儀が行われ、その写真撮影が一眞に命ぜられたのであった。一眞は写真家にとって、この上もない名誉なことであるが、大変な仕事であることを痛感させられた。

宮内省（今の宮内庁）から「御葬儀は夜中に行われ、夜間撮影となる。マグネシームの強烈な光や爆音に驚いて牛が行列を乱すような事があつては由々しい大事である。決してそういう事をしては困る。」と言われ、さらに「万が一、不敬事を引き起こしたらどうするか。」と聞かれた。一眞は「切腹してお詫びします」と答え、当時は短刀を密かに懷中に持ち、切腹覚悟で臨んだと後に語っている。

4. 千円札肖像画「夏目漱石」撮影

一眞は、『東宮御所写真帳』『皇国写真帳』『日清戦争実録』『日露戦争写真帳』『清国北京皇城写真帳』等、多くの写真帳を出版している。

そんな作品の中に『東京百美人』という写真帳がある。

明治23年、浅草凌雲閣の完成記念に寄せとして、東京の芸者百人の写真を飾り、人気投票を行った折の写真をまとめたもので、これを販売したところ、飛ぶように売れたという。

この凌雲閣とは、通称「浅草十二階」として、当時の日本で最も高く、その上、エレベーターがあったことで、人々に親しまれた建物であったが、惜しくも関東大震災により倒壊してしまった。

また、大正元年に出版したものに『漱石写真帳』がある。

明治3年、漱石の十三回忌にあたって、一眞が撮影した写真を漱石の遺族らが編纂し、縁戚門下に配布したもので、英国留学時を除く漱石の写真が年代順に108枚おさめられている写真帳である。

この中の1枚が、千円札に用いられている、かの有名な夏目漱石の写真である。

一眞は、数々の写真技法の創案を行い、特



青山靈園にある一眞の墓所と胸像

に輸入品に頼っていた乾板を国産化した功績は大きく、明治42年、神奈川県平塚市に「日本乾板株式会社」を設立し、大量生産により、その普及に努めた。

これらの写真術発展の功績に対し、政府は、39年に勳五等雙光旭日章を、そして43年に藍綬褒章をそれぞれ授与している。

また、明治28年には英國王立写真協会の正会員に推举されるとともに、42年にはイタリア国王から勳四等冠章コロナ・ジタリヤ勳章が、44年にはフランスからオフィシェー・ランストリックション・ピュブリック徽章が、大正2年にはスウェーデン国王からワザ第三等甲級勳章が、そして同じ年のシャム国王からプサ・パ・マラ徽章等、国内をはじめとして海外からも、多くの勳章が授与されている。

晩年、大正12年（1923）の関東大震災で平塚の写真化学研究所が倒壊してからは、第一線を退き、材料の制作改善や講演などで過ごしていたが、昭和4年（1929）9月6日、平塚市南原の自宅で帰らぬ人となった。

長男一雄夫妻及び多くの弟子達に見守られての旅立ちであった。

享年69歳。三番目の妻・婉子に先立たれてから3年後のことであった。

[参考文献]

「埼玉人物事典」（埼玉県）

「百年前にみた日本」（行田市郷土博物館）

「日本全史」（講談社）

建産連だより

—会員団体の動静—

財務診断サービスのご案内

東日本建設業保証株式会社
埼玉支店

平素は、弊社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて弊社埼玉支店では、「経営相談サービスコーナー」を開設し各種サービスのご提供を行っておりますが、今回は無料財務診断サービス「@first（アットファースト）」をご案内させていただきます。

アットファーストは、企業様の健康度や財務体质を測定するいわば会社の健康診断サービスです。もちろん経営事項審査にも対応しています。また、ご要望により中小企業診断士等による経営相談もお受けしています。是非一度お気軽にお試しください。

【お問合わせ先】

さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階

東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

TEL 048(861) 8885

FAX 0120-027-336

ISO9001

認証取得を目指して

埼玉県電気工事工業組合

埼玉県電気工事工業組合はISO9001の認

証取得を目指すことに着手した。

本年5月の総会でISO取得を事業計画に盛り込み、各地で開催しているセミナーに参加し資料を収集検討し、総務企画財政委員会で指導委託業者として(株)ティーピーシーを選定した。同社は「時間をかけない」「仕事を増やす」「お金をかけない」をモットーにしている中小企業向けのISO9001認証取得コンサルティング会社である。

同委員会では特に、文書体系の整備や責任と権限の明確化、経営資源の配分などのシステム構築に関する指導だけでなく、システム構築のためのノウハウを学べるところを評価した。これにより従来の取得経費の約1/3でISO9001の認証取得に必要なシステム構築が可能であるとみている。

全国の工事組合でのISO認証は未曾有のことだが、認証を受けた後さらに研修を重ね、埼玉県電工組自らかISO認証機関を目指す構想もある。このため小澤浩二理事長をはじめ各理事、事務局員も実現に向け力が入っている。

理事会で正式決定後、同社との契約締結を経て、「社内ISOリーダー養成研修」「内部監査員養成研修」を事務局員が受ける予定である。これにより埼玉県電工組はISO9001認証取得に向けて本格的に活動を開始する。

公的活動の推進について

(社)埼玉県空調衛生設備協会

当協会では、公的活動の一環として、ここ

こ数年県からの依頼を受け、毎年、県立川口高等技術専門校と県立浦和工業高校に講師を派遣し、本県の職業能力開発業務等の一翼を担ってきました。

なお、この講師派遣の業務内容、協会と学校間及び講師相互間の連絡、日程調整等を行うため講師派遣委員会を設置しております。

平成13年度は、去る6月19日に県立浦和工業高校設備システム科による『スペシャリストに学ぶ』に3名の委員を派遣しまして、「ルームエアコンの取付けと配管工事」について指導しました。また、県立川口高等技術専門校へは、平成13年11月20日から平成14年1月25日までの約2ヶ月にわたり7名の委員を派遣し、空調工学科1年生に「配管の基本実習（材料拾い出し）」の指導にあたることになっております。

又、訓練の一環として工事現場や県立の新規施設の見学会を実施しておりますが、昨年度は、所沢緑町住宅団地の施工現場と埼玉サッカースタジアムを見学し、大変喜ばれております。

今後とも、公的活動として社会に貢献できる事業の推進を図ってまいります。

『定期報告実務要領講習会』 日程変更のお知らせ他

(財)埼玉県建築住宅安全協会

『建産連ニュース』7月号で「建築物定期報告実務要領講習会並びに建築設備定期報告実務要領講習会を11月14、15日の両日で開催

する」旨お知らせしましたが、都合により平成14年2月5日（火）、6日（水）に変更させていただきました。これは、テキストとして使用する『建築設備定期検査業務基準指導書』（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行）が、今年秋に大幅に改訂されることになったための措置です。会場も県庁近くの県民健康センターになります。詳しい申込書の配付及び申込受付は12月上旬から始める予定であります。悪しからず御了承願います。

また、本会では『品確法に基づく住宅性能評価に係る性能表示支援事業』を、今年6月から開始しています。これは、昨年秋にスタートした住宅性能評価のシステムを一日も早く関係者の皆様に理解していただくため、工務店や設計事務所からの依頼を受けて、評価機関に提出する『評価申請図書』の作成のお手伝いをさせていただこうというものです。詳細については、専用電話0120-252-256（フリーダイヤル）まで御遠慮なくお問い合わせ願います。

「心の健康」の積極的増進 の研修会開催される

(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会

厚生労働省によると過労自殺など、仕事のストレスや長時間労働による「心の病気」で労災認定された人が2000年度は、前年度の約2.5倍と急増したとしています。

当協会では、総務関係職員等を対象とした「実務研修会」を去る8月10日（金）に「さ

いたま共済会館」で参加人員30名（会員27名、会員外3名）を得て開催しました。

テーマ1として「厳しい経済情勢下での労務管理」については、講師を埼玉労働基準局監督課の観察監督官真壁秀夫氏にお願いしました。

ここ3年間連続して自殺者が4万人をこえているという冒頭の話から労務管理の重要性を強調され、協会の日程の都合で「講義時間1時間」の制限のなかで「会社を守る」ためには法定労働条件は明確にすることが必要であり、明示すべき労働条件、労働時間、就業規則の届出等についてトラブルが発生しても大丈夫にしておくことなど説明された。

引続いて労務管理の留意点として、勤務態度や勤務成績の不良な職員の解雇、不況にともない月例賃金や退職金の引下げができるか、退職勧奨を行うに当たっての問題点などについて言及されたが、やはり時間が少ないと問題点を抱えたまま講義時間が終了していました。これは事務局の問題として真剣に受けとめなければなりません。

テーマ2「ストレス対策と心の体操」については、講師にメンタルヘルス総合研修所の代表久保田浩也氏をお迎えして、柔らかなとぼけた感じの話法は逆説的に真剣さを感じさせるものとなり、受講者の自然の笑いが絶えず発生する講義ともなり、2時間が大変短く感じさせるものでした。

人間と人間の関係がうまくいってる人はハッピーである、誰でもが神経障害になる可能性があり、刺激に対する反応としてストレスがあり、受けとめ方によってプラスにもマイ

ナスにもなり、反応の幅によって通常理解できる範囲と理解不能となることがあり、それが病気、変わった人となる。ストレスは誰にも起こることであり、要是心をしなやかにして受けとめることである。「しなやか」はゆれることがあっても壊れることがない、いいものを入れていけばよいということであった。

そこで、全の人に心を柔軟にしたり、安定にしたりするトレーニングとしての「心の体操」が必要であるとして、たくみな話術のなかで、受講者の心を笑いのうちに童心にかえらせ「心の体操」の実技を全員で行った。受講者全員の心がしなやかになったような気分のなかで研修会は終了してしまった。

各職場において全員が「心の体操」を習得することが大切である。早期発見そして早期治療は病気、病人対策であり、全員が病人にならないようにする努力が必要な時代であるとして、講師は漂然として去っていった。



連合会日誌

7月17日 総務委員会

全国府県建産連会長会議の提出議題・平成14年度埼玉県に対する団体政策要望等について協議

7月24日 彩の国まごころ国体実行委員会設立総会（県民健康センター）第4回全国障害者スポーツ大会埼玉県実行委員会設立総会（東武ホテル）に島村会長出席

7月25日 広報委員会

建産連ニュース第89号の発行、第90号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議

7月27日 建設業経営講習会

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催 後援 埼玉県
「公共工事の入札契約制度の改革と今後の方向について」

講師：高比良 和 雄 氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール

8月21日 全国建産連正副会長会議並びに総務・広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に島村会長等出席

8月29日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会・経営改善委員会合同会議

県内中小建設産業の情報化に関する実態調査（案）、中小建設業の情報化に関するセミナー、建設産業構造改善推進3ヵ年計画、関東地方整備局の業行政等について協議

8月30日 平成13年度埼玉県優秀建設工事表彰式（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席

8月31日 正副会長会議

当面の課題について協議

埼玉県希少野生動植物種検討委員会（共済会館）に島村会長出席

9月4日 研修指導委員会

平成13年度事業実施計画等について協議

9月13日 全国府県建産連会長会議、岩手県花巻市で開催

～14日 島村会長等出席

9月20日 彩の国まごころ国体実行委員会第2回募金推進専門委員会（県民健康センター）に横専務理事出席

9月21日 埼玉認定訓練校（S・E・Cセンター）創立20周年記念式典（埼玉県電気工事工業会館）に関常務理事出席

9月25日 全国建産連要望活動（自民党・国土交通省等）に島村会長等出席

9月26日 公共工事セミナー（ソニックスティ）に島村会長等出席

9月27日 正副会長会議

当面の課題について協議

企業局建設工事優秀現場代理人等表彰式（県民健康センター）に島村会長出席

10月13日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達、契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を探求し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料（税込み）送料サービス

- 毎月配本 37,200円
(1冊あたり3,100円)
臨時増刊号（年2冊）サービス
- B5判／約900ページ
一部定価 3,800円（税込）

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料（税込み）送料サービス

- 年4回配本 12,000円
(1冊あたり3,000円)
- B5判／約390ページ
一部定価 3,400円（税込）

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築の市場単価が、平成11年度から5工種、12年度5工種公共工事に採用され、13年度は建築で左官工事、機械設備でダクト工事、電気設備ではブルボックス、金属製可とう管、接地極・埋設工事が追加となりました。共通费率早見表も、面倒な計算を省略でき好評です。

年間購読料（税込み）送料サービス

- 年4回配本 15,800円
(1冊あたり3,950円)
- B5判／約760ページ
一部定価 4,600円（税込）

国土交通省公表土木工事標準歩掛に準拠した標準施工単価表

平成
13年度版

土木工事積算標準単価

■建設物価調査会積算委員会／編 ■B5判／約750ページ／定価6,800円（税込み）

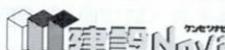
農林水産省土地改良積算基準等に対応

平成
13年度版

土地改良工事の積算と施工

■建設物価調査会積算委員会／編 ■B5判／約480ページ／定価5,300円（税込み）

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

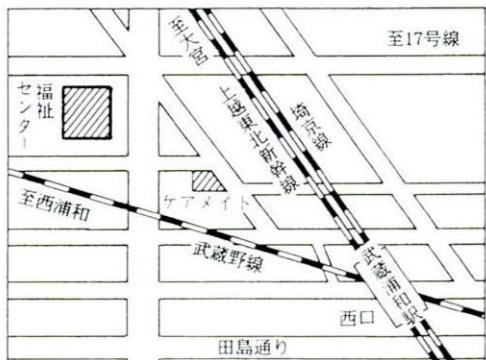
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル

☎ (03) 3663-8761(代) FAX (03) 3663-1397

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

(平成13年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市高砂4-3-15 K・Sビル5階	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 真	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 褚澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 片渕 重幸	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 錆二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 中村 正	さいたま市宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	さいたま市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	さいたま市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会	会長 高橋 康彦	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市高砂4-4-1 三幸ビル2階	336-0011	048(863)0988
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	さいたま市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】さいたま市鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第90号

平成13年10月15日発行

発 行 社團 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広 報 委 員 会
〒336-8515 さいたま市鹿手袋4丁目1番7号
電 話 048-866-4301
FAX 048-866-9111
印 刷 〒336-0011 さいたま市高砂3-6-9
株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月